



五城目町消防本部からのお知らせ

申請書・届出書等の 電子メールによる受付について

.....

● 消防法や火災予防条例に基づく申請書・届出書を電子メールで提出することができます。
※受付可能な申請書・届出書は裏面へ

● 電子メール受付用アドレス
yobo@town.gojome.akita.jp

● 注意事項

- 1.電子メールの件名に申請書、届出書の表題を記載してください。
- 2.電子メールの本文に担当者の氏名と連絡先を記載してください。
- 3.電子メールの添付ファイルの容量は10MB以内にしてください。10MBを超える場合はファイルを分けて送信してください。
- 4.事前相談（消防訓練派遣等の日程調整を含む）が必要な場合は、電話でご相談ください。

※電子メールでの副本返却は行いませんが、確認メールを送信いたします。

※窓口での受付も引き続き行います。

お問い合わせ先 五城目町消防本部 予防係
TEL 018-852-2028
FAX 018-852-4367
E-Mail yobo@town.gojome.akita.jp

電子メールによる受付可能な申請書・届出書

- ・ 防火対象物使用開始届出書
- ・ 消防訓練実施計画報告書
- ・ 消防訓練実施結果報告書
- ・ 消防計画作成（変更）届出書
- ・ 防火・防災管理者選任（解任）届出書
- ・ 防火対象物点検報告特例認定申請書
- ・ 管理権原者変更届出書
- ・ 消防法令適合通知書交付申請書（旅館）
- ・ 消防法令適合通知書交付申請書（住宅宿泊事業）
- ・ 防火対象物廃業（休業）届出書
- ・ 圧縮アセチレンガス等の貯蔵又は取扱い開始（廃止）届出書
- ・ 煙火の打ち上げ・仕掛け届出書
- ・ 火災とまぎらわしい煙又は火炎を発するおそれのある行為の届出書
- ・ 催物開催届出書
- ・ 発電設備・変電設備・蓄電池設備設置届出書
- ・ 火を使用する設備の届出書
- ・ 裸火使用承認申請書
- ・ 少量危険物貯蔵・指定可燃物取扱い届出書
- ・ 少量危険物貯蔵・指定可燃物取扱い廃止届出書
- ・ 消防用設備等特例規定適用願
- ・ 完成検査済証再交付申請書

維持管理台帳は電子でも作成・保存できます

関係法令

消防用設備等又は特殊消防用設備等の維持管理台帳の作成・保存
（消防法施行規則第31条の6第3項）

防災管理維持台帳の作成・保存
（消防法施行規則第51条の12第1項）

民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律
（平成16年法律第149号）

消防法及び石油コンビナート等災害防止法の規定に基づく民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する規則
（平成17年総務省令第38号）

維持管理台帳を電子データで作成・保存している事業所の場合は、立入検査時に電子データを確認します。